実績配当型合同運用指定金銭信託
（貸付債権運用型）

愛称

E→Trust

（三菱UFJ銀行保証型）

商品説明書（600000410）

株式会社ベルク第１号

受託者
三菱UFJ信託銀行株式会社

募集の取扱者
株式会社三菱UFJ銀行
三菱 UFJ ｅスマート証券株式会社

本商品説明書(以下、「本書」といいます。)は、実績配当型合同運用指定金銭信託(貸付債権運用型)愛称:E-Trust(三菱UFJ銀行保証型)(ファンド番号 600000410)(以下、「本商品」といいます。)に係る信託の受託者としての三菱UFJ信託銀行株式会社(以下、「三菱UFJ信託銀行」といい、文脈により単に「受託者」ということがあります。)が金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条の 2 で準用する金融商品取引法第 37 条の 3(契約締結前の情報の提供等)の規定にもとづき、また、本商品の募集の取扱者としての株式会社三菱UFJ銀行(以下、「三菱UFJ銀行」といいます。)、三菱 UFJ e スマート証券株式会社(以下、「三菱 UFJ e スマート証券」といいます。)が金融商品取引法第 37 条の3(契約締結前の情報の提供等)の規定にもとづき作成・交付する書面です。なお、金融商品取引法における特定投資家のお客さまについては、金融商品取引法第 37 条の 3(契約締結前の情報の提供等)(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条の 2 で準用する同条を含みます。)が適用されないため、本書は商品説明書として交付するものです。

三菱UFJ信託銀行は、本商品の取得勧誘および申込みの受付を行っております。

また、三菱UFJ銀行、三菱 UFJ e スマート証券は、三菱UFJ信託銀行から委託を受けて、それぞれのオンラインサービスにおいて、本商品の取得勧誘を行いますが、申込みの受付は行っておりません。

お客さまが本商品の取得勧誘に応じて三菱UFJ信託銀行への申込みその他の所定の手続を行い、お客さまと三菱UFJ信託銀行との間で信託契約が成立した場合には、お客さまは当該信託契約に基づいて設定された信託の受益権(本商品)を取得することになります。

お申込みの際には、本書を十分にお読みください。

また、本商品のお申込みにつきましては、お客さまが自己の責任にもとづき独自にご判断ください。本商品の会計上、税務上の取扱いについては、会計士、税理士等の専門家にご確認ください。

◎ 本商品は実績配当型の金銭信託です。提示する予定配当率はこれを保証するものではありません。

◎ 本商品は預金ではありません。元本および配当の保証はなく、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。

◎ 本商品の中途解約は原則としてできません。

◎ 本商品は法人向けの貸付債権を主たる運用対象としており、当該貸付債権に係る債務は保証人により保証される予定ですので、借入人および保証人の信用状況等に問題が生じること等により、損失が生じるおそれがあります。

◎ 信託期間満了による信託終了のほか運用の状況等により、元本や配当の交付を停止し、信託を終了する場合があります。

1. 主に以下のリスクにより、元本割れ等となるおそれがあります。詳細は、『本商品の主なリスク(損失の危険)について』をご参照ください。

(1)信用リスク

以下の事由が生じた場合に、当初予定されていた配当金の交付や元本償還がなされない可能性があります。

(i) 運用対象とする法人向けの貸付債権(以下、「運用対象貸付債権」といいます。)の借入人(現時点では株式会社ベルクの予定です。)および運用対象貸付債権に係る債務の保証人となる予定の三菱UFJ銀行の信用状況等に問題が生じた場合。

(ii) 決済用預金等の運用先としての三菱UFJ信託銀行の信用状況等に問題が生じた場合。

(2)流動性リスク

本商品は中途解約が原則として禁止されており、また、本商品は三菱UFJ信託銀行の承諾がなければ譲渡することができません。なお、三菱UFJ信託銀行は承諾を拒むことがあります。

(3)金利変動リスク

① 市場金利の変動により、運用対象貸付債権の価値が下落する、または収益が減少する場合、当初予定されていた配当金の交付や元本償還がなされない可能性があります。

② 市場金利の変動により、本商品に評価損失が生じる可能性があります。

(4)その他のリスク

① 本商品は実績配当型の金銭信託です。提示する予定配当率はこれを保証するものではありません。

② 預金とは異なり元本および配当の保証はありません。また、預金保険、投資者保護基金の対象ではありません。

③ 運用対象貸付債権の借入人の信用力が低下し、期限の利益を喪失した場合等においても、保証人の信用力が低下している場合等を除いて、保証人となる予定の三菱UFJ銀行との保証契約(以下、「保証契約」といいます。)に定める範囲内で、運用対象貸付債権に係る債務について保証履行される予定です。このような保証履行が行われる場合も、保証履行日の翌日以降の

期間に係る配当金は交付されず、当初予定されていた配当金の交付がなされない可能性があります。

2. 本商品について、金融商品取引法第37条の6その他の規定によるクーリングオフ制度の適用はありませんが、『募集要項』に定める「信託金のお支払期間」初日の２営業日前（「営業日」とは、日本国の法令等により銀行が休日とされる日以外の日を意味します。以下同じです。）までに限り、お客さまは当該申込みの撤回を行うことができます。

3. 本商品のお申込みにあたり、手数料等の費用はかかりません。信託の終了までの間にお客さまにご負担いただく費用は以下のとおりです。

（1）直接的にご負担いただく費用

① 解約調整金

お客さまがお申込み時にした表明・確約に関して虚偽のご申告をされたことが判明した場合ややむを得ない事情がある場合等における解約により信託が終了する場合において、原則として解約調整金がかかります。解約調整金は解約日までにお客さまに交付済みの配当金および解約日に係る配当金の合計額とします。

解約調整金は、お客さまに実際にお支払いただくものではなく、かかる解約の際に、解約調整金の金額を差し引いた金額が元本償還金として、解約日当日以降に、お客さまに交付されることとなります。

（2）間接的にご負担いただく費用

① 信託報酬

信託財産の中から信託報酬をいただきます。信託報酬率は、元本に対して上限年率3%から下限年率0%の範囲内とし、計算期日（最終計算期日を除きます。）において、『信託財産の交付に関する事項』に定める「純収益額」から配当金の交付額を控除した後の残余、また、最終計算期日において、信託財産の交付額を控除した後の残余を信託報酬（消費税および地方消費税を含みます。）として収受します。

② その他の信託財産に係る費用

その他、信託財産の中から信託事務の処理に必要な費用等を支払う場合があります。

4. その他

（1） 本商品について、金融商品取引法上の開示は義務付けられていません。

（2） 本商品は、公認会計士または監査法人による外部監査を受けていません。

（3） お申込みの状況を踏まえて、募集期間の途中でお申込みを締め切らせていただくことがあります。本商品についてお申込み金額の総額が『募集要項』に記載の最低募集金額に満たない場合や、本商品の申込みが『募集要項』に記載の人数に達しなかった場合等には、受付けたお申込みにかかわらず、信託設定できない場合があります。

目次

本商品のスケジュール……7
本商品の特色……8
本商品の仕組み……9
募集要項……11
本商品の主なリスク(損失の危険)について……15
お申込みにあたって……17
信託財産の交付に関する事項……19
信託財産の運用および管理……21
その他の主要な事項……22
関係者の概要……26
実績配当型合同運用指定金銭信託約款(貸付債権運用型)……29

本商品のスケジュール

1 **募集期間**
2026年11月13日から2026年12月2日まで
入金期間
2026年12月7日から2026年12月9日まで

2 **信託設定 2026年12月21日**

3 **信託期間満了日 2027年12月21日**
元本と配当金のお受取日※ **2027年12月22日**
※予定であり、変更される場合があります。募集要項「19.配当金のお受取日」および「20.元本のお受取日」をご確認ください。

本商品の特色

１．法人向け貸付債権で運用する実績配当型合同運用指定金銭信託

信託していただいた金銭を、主として法人向けの貸付債権に投資する実績配当型の金銭信託です。当該貸付債権に係る債務は、三菱UFJ銀行により保証される予定ですが、本商品の元本および配当の保証はありません。



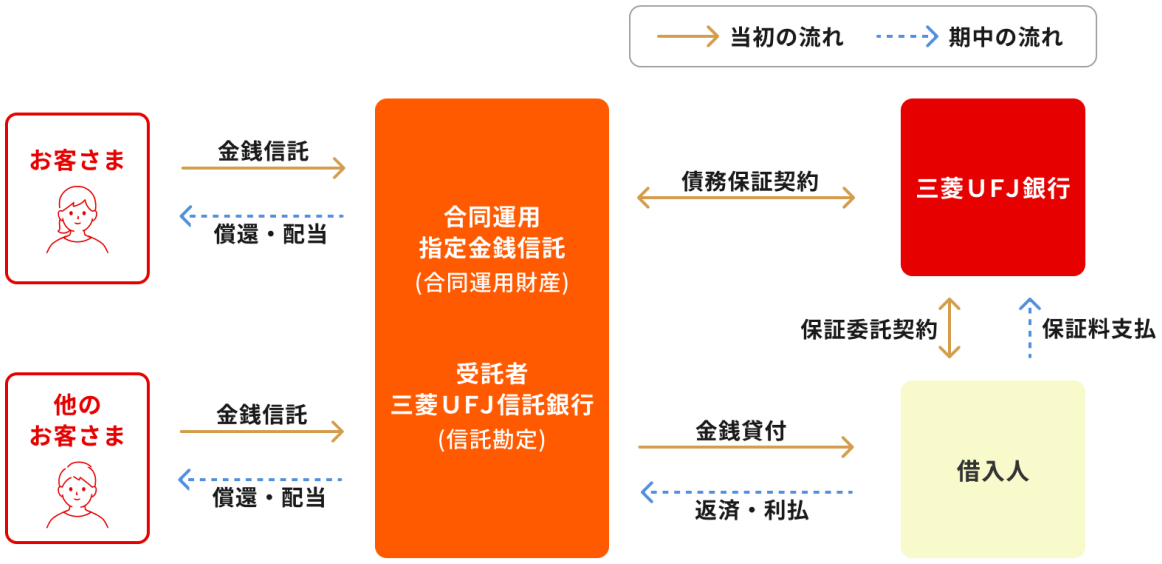
２．予定配当率の提示

本商品の募集開始時に、予定配当率をお示しします。金銭を信託していただいた後は、信託期間を通じて適用されます。

① 信託期間中に適用が予定されている配当率を「予定配当率」といいます。予定配当率は、運用資産の利率や金融情勢等を勘案し、将来における配当金の交付可能性を検討のうえ決定されます（予定配当率は、『募集要項』をご参照ください。）。

② 本商品は、実績配当型の金銭信託です。予定配当率はこれを保証するものではありません。信託財産の運用成果によっては、実際の配当金は予定配当額を下回ったり、配当がなされないことがあります。

本商品の仕組み



1．本信託の設定と運用

(1) 三菱UFJ信託銀行は、共通の信託約款および募集要項(当該信託約款の冒頭に記載のファンド番号が付された募集要項を意味します。以下同じです。)にもとづいてお客さまの信託金と、他のお客さまの信託金と合同して運用する実績配当型合同運用指定金銭信託(貸付債権運用型)(愛称:E-Trust(三菱UFJ銀行保証型))(以下、「本信託」といい、以下、合同運用の対象となる本信託と当該他の信託を併せて「合同運用信託」といいます。また、合同運用信託の信託財産を、以下、「合同運用財産」といいます。)を設定します。

(2) 三菱UFJ信託銀行は、借入人となる法人と金銭消費貸借契約を締結した上で、同契約にもとづいて、お客さまおよび他のお客さまの信託金を貸し付けることにより、合同運用財産を当該法人向け貸付債権(＝運用対象貸付債権)に運用します。

(3) 三菱UFJ信託銀行は、三菱UFJ銀行との間で保証契約を締結し、三菱UFJ銀行は、保証契約上の保証人として、運用対象貸付債権に係る債務を保証します。なお、三菱UFJ銀行は、運用対象貸付債権の借入人から、当該債務保証の委託を受け、借入人から保証料を受領します。

(4) 三菱UFJ信託銀行は、支払準備や余裕金の管理運用のために必要な場合等には、本商品に属する金銭を決済用預金(無利息普通預金)にて管理または三菱UFJ信託銀行の銀行勘定に対する貸付で運用することができます。

2．元本償還と配当金の交付

(1) 本信託は、原則として、信託期間満了日(最終計算期日)の翌営業日以降に、運用対象貸付債権の支払金(元本相当分)をもって、受益権の元本償還を行います。ただし、お客さまに信託期間満了日と同

日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、本信託の元本償還金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。

(2) 本信託は、原則として、信託期間満了日の翌営業日以降に、運用対象貸付債権の支払金(利息相当分)をもって、配当金を交付します。ただし、お客さまに信託期間満了日と同日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、本信託の配当金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。

3．信託の強制終了等

支払停止事由(詳細は『本商品の主なリスク(損失の危険)について』をご参照ください。)が生じた場合において、三菱UFJ信託銀行が必要と認める場合には、本信託は強制終了となり、金銭以外の運用資産は換金され、本信託が清算されることがあります。また、(ⅰ)信託約款の変更に対してお客さまが異議を述べた場合もしくは受益権の買取請求を行った場合に三菱UFJ信託銀行が本信託を解約する場合、(ⅱ)信託法第 163 条第 1 号から第 8 号に定める事由が発生した場合、(ⅲ)お客さまが申込時にした反社会的勢力、マネー・ローンダリングに関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合もしくは違反した場合、もしくはお客さまが本信託をマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用するか、そのおそれがあると合理的に認められる場合に三菱UFJ信託銀行が本信託を解約する場合または(ⅳ)信託期間の満了前における運用対象貸付債権に係る債務の全額の弁済(当該債務について、保証契約に定める範囲内で保証人による保証債務が全額履行された場合を含みます。)の場合も同様です。

募集要項

以下はお客さまが委託者兼受益者となる本商品の情報となります。

1	商品名	実績配当型合同運用指定金銭信託(貸付債権運用型) 愛称:E-Trust(イートラスト)(三菱UFJ銀行保証型)
2	ファンド番号	600000410
3	主な運用対象	(1) 本商品の信託金は、金銭の貸付を通じて、法人向け貸付債権で運用されます。 (2) 現時点において、株式会社ベルク向けの貸付債権での運用を予定しています。なお、現時点において運用を予定している上記貸付債権の資金使途は、設備資金です。 (3) 上記貸付債権に係る債務は三菱UFJ銀行により保証される予定です。2026年10月 29 日時点の三菱UFJ銀行の格付は以下のとおりです(ただし、三菱UFJ信託銀行による調査後、同日中に変更される場合があります。)。 Moody's:-/-、S&P:A/A-1、R&I:AA/a-1+、JCR:AA/-(※) ※ Moody's とはムーディーズ・ジャパン株式会社、S&P とは S&P グローバル・レーティング・ジャパン株式会社、R&I とは株式会社格付投資情報センター、JCR とは株式会社日本格付研究所を意味します。
4	信託契約日	2026 年 12 月 21 日
5	信託期間満了日	2027 年 12 月 21 日(最終計算期日) ※営業日以外の場合は、その翌営業日とします。ただし、越月する場合はその前営業日とします。
6	予定配当率	年率 1.40% ※信託期間中に適用予定の配当率です。市場金利に変動があった場合でも、信託期間を通じて適用されます。 ※本商品は実績配当型の金銭信託であり、予定配当率はこれを保証するものではありません。
7	計算期日	2027 年 12 月 21 日 ※営業日以外の場合は、その翌営業日とします。ただし、越月する場合はその前営業日とします。
8	信託期間	信託契約日から信託期間満了日まで
9	計算期間	前回計算期日の翌日(ただし、初回の計算期間の場合は信託契約日とします。)から当該計算期日までの期間
10	募集期間	2026 年 11 月 13 日から 2026 年 12 月 2 日まで ※お申込みの状況を踏まえて、募集期間の途中でお申込みを締め切らせていただくことがあります。 ※お申込みから信託契約日までの間に運用対象貸付債権の取得が困難になった場合や市場金利が大きく変動した場合等には、受付けたお申込み

		にかかわらず信託設定できない場合があります。 ※募集期間中のお申込み人数が 2 人に満たない場合または募集期間中のお申込み金額の総額が最低募集金額に満たない場合には、受付けたお申込みにかかわらず信託設定できない場合があります。 ※本商品のお申込みは、下記 13.の信託金のお支払期間初日の 2 営業日前までに限り撤回することができますが、当該日の翌日以降はお申込みを撤回することはできません。
11	最低募集金額	3 億円 ※募集期間中のお申込み金額の総額が最低募集金額に満たない場合には、受付けたお申込みにかかわらず信託設定できない場合があります。
12	お申込み単位等	(1) 原則として、10 万円以上 1 円単位でお申込みいただけます。 (2) 本商品のお申込み限度額は、1 億円です。ただし、本商品の運営上の都合により、限度額を超えるお申込みを受付けることがあります。 (3) お申込みの状況により、ご希望のお申込み金額でご契約できないことがあります。 (4) 原則として、複数契約の保有はできません(原則として、お 1 人さま 1 契約のお申込みとさせていただきます。)。
13	信託金のお支払期間	2026 年 12 月 7 日から 2026 年 12 月 9 日まで(以下、「信託金のお支払期間」といいます。)に、別途受託者が指定する口座へお振込み手続きをお願いいたします(なお、お振込みに係る手数料はお客さまのご負担となります。)。ただし、決済方法に口座振替でのお支払いを設定いただいている方は、ご登録いただいた入出金口座から信託金のお支払期間初日に引き落としをさせていただきますので、お振込み手続きをいただく必要はございません(なお、信託金のお支払期間初日に口座の残高不足等で振替ができない場合には、信託金のお支払期間の最終日に引き落としをさせていただきますので、お支払期間の最終日の前営業日までに口座残高のご準備をお願いいたします。)。 ※本商品のお申込みをいただいた後、契約締結の可否については、三菱UFJ信託銀行が最終判断します。契約の締結が困難であると判断した場合、所定の方法にてご連絡させていただくとともに、あらかじめご指定いただいたお客さまの口座に資金(あれば)を返金させていただきます。これにより、お申込みは効力を失うものとします。 ※信託金をお支払いいただいてから信託契約日までの期間の付利は行いません。
14	お申込みいただける方	日本国内に居住しており、三菱UFJ銀行または三菱UFJ信託銀行に、普通預金口座または当座預金口座を保有している個人のお客さま
15	募集人数	募集期間中のお申込み人数が 2 人に満たない場合には、受付けたお申込みにかかわらず信託設定できない場合があります。
16	受益権の譲渡・質入・分割	(1) 本商品の受益権は、受託者の承諾がなければ譲渡または質入することができません。ただし、受託者は当該譲渡・質入を承諾する義務を負いません。 (2) 受託者が、やむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、受託者所定の書式により行います。この場合、本商品の受益権の譲受人または質権者が信託約款および募集要項に同意することを条件とします。 (3) 本商品の受益権は、分割することができません。

17	配当金	各計算期日における配当金としての予定配当額の計算式は以下のとおりです。 予定配当額＝予定配当率×当該計算期日の前日における元本の残高×配当金計算期間日数／365（1 円未満の端数が生じたときは切り捨てます。） ※配当金計算期間日数は、前回計算期日から当該計算期日の前日までの期間の日数（ただし、初回の計算期日の場合、信託契約日から当該計算期日の前日までの期間の日数）とします。 ※信託財産の運用成果によっては、実際の配当金が、上記の計算式により算出される金額を下回ること、または配当金の交付がなされない可能性があります。 ※本商品が終了する場合には、信託約款に定める方法により、予定配当額を計算します。
18	主な費用	手数料、報酬その他の本商品への投資に関してお客さまにご負担いただく費用の合計額は、以下①および②の合計額となりますが、②に記載の理由により、これらの合計額、その上限額またはこれらの計算方法は記載することができません。 ① 直接的にご負担いただく費用 （ｉ）お申込手数料　お申込手数料はかかりません。 （ii）解約調整金　お客さまがお申込み時にした反社会的勢力、マネー・ローンダリングに関する表明・確約に関して虚偽の申告をされたことが判明した場合もしくは違反した場合における解約、お客さまが本商品をマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用するか、そのおそれがあると合理的に認められる場合における解約またはやむを得ない事情がある場合等における解約により本商品が終了する場合において、解約調整金がかかります。解約調整金は、解約日までにお客さまに交付済みの配当金および解約日に係る配当金の合計額とします。解約調整金は、お客さまに実際にお支払いただくものではなく、かかる解約の際に、解約調整金の金額を差し引いた金額が元本償還金として、解約日当日以降に、お客さまに交付されることとなります。 ② 間接的にご負担いただく費用 （ｉ）信託報酬　信託報酬率は、元本に対して上限年率 3%から下限年率 0%の範囲内とし、計算期日（最終計算期日を除きます。）において、『信託財産の交付に関する事項』に定める「純収益額」から配当金の交付額を控除した後の残余、また、最終計算期日において、信託財産の交付額を控除した後の残余を収受します。なお、当該信託報酬は、信託財産の中から支払うものであり、かかる支払を通じて間接的にご負担いただくことになります。また、受託者は、信託法第 54 条第 4 項が準用する同法第 48 条第 4 項にかかわらず、受託者が同法第 40 条の規定による責任を負う場合であって、これを履行する前においても、本（ｉ）に従って信託報酬を収受することができるものとします。 （ii）その他の信託財産に係る費用　信託財産に関する租税その他の信託事務の処理に必要な費用を、信託財産の中から支払う場合があります。当該費用は発生時まで確定しないため、その金額、上限額またはこれらの計算方法を記載できません。
19	配当金のお受取日	受託者は、原則として、上記 7.の各計算期日および信託期間満了日の翌営業日以降（※）に、あらかじめご指定いただいたお客さま名義の口座に配

		当金の交付を行います。 ※お客さまに信託期間満了日と同日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、本商品の配当金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。
20	元本のお受取日	原則として、信託期間満了日の翌営業日以降(※)に、あらかじめご指定いただいたお客さま名義の口座に交付します。 ※お客さまに信託期間満了日と同日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、本商品の元本償還金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。
21	受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
22	募集の取扱者	株式会社三菱UFJ銀行、三菱 UFJ e スマート証券株式会社
23	募集の取扱いに関する事項	三菱UFJ銀行、三菱 UFJ e スマート証券は、三菱UFJ信託銀行から委託を受けて、本商品の取得勧誘を行いますが、申込みの受付は行っておりません。 募集の取扱者である三菱UFJ銀行の連絡先(メールアドレス): rspf_monefit_direct_pf_a@tmp.bk.mufg.jp 募集の取扱者である三菱 UFJ e スマート証券の連絡先(メールアドレス): monefit@kabu.com 本商品の問合せ先:三菱UFJ信託銀行マネフィット お問合せ先　0120-284-430

本商品の主なリスク（損失の危険）について

本商品の運用成果に影響を与える主なリスクとしては、以下のものが挙げられます。

信用リスク	（1）運用対象貸付債権の借入人の信用状況等の問題が発生すること 本商品の配当金の交付や元本償還は、原則として、運用対象貸付債権の支払金により行われます。また、運用対象貸付債権に係る債務は三菱UFJ銀行により保証される予定です。そのため、運用対象貸付債権の借入人および保証人の信用力の低下により、当該支払金が配当金の交付や元本償還に不足する場合、当初予定されていた配当金の交付や元本償還がなされない可能性があります。 （2）合同運用財産の余資運用先に信用状況の問題が発生すること 本信託は、合同運用財産を決済用預金（無利息普通預金）にて管理または三菱UFJ信託銀行の銀行勘定に対する貸付で運用することがあります。これらの運用先の信用状況等に問題が生じた場合には、当初予定されていたとおりの配当金の交付や元本償還がなされない可能性があります。
流動性リスク	中途解約が原則として禁止されており、また、本商品の譲渡には受託者の承諾が必要なこと お客さまは原則として本商品を中途解約できません。また、本商品の譲渡・質入には、受託者たる三菱UFJ信託銀行の承諾が必要となっており、受託者は承諾を拒むことがあります。したがって本商品の処分可能性および処分価格は保証されておらず、お客さまに損失が生じる可能性があります。
金利変動リスク	（1）配当金の交付や元本償還が予定どおりなされない可能性があること 市場金利の変動により、運用対象貸付債権の価値が下落する、または収益が減少する場合、当初予定されていた配当金の交付や元本償還がなされない可能性があります。 （2）市場金利の変動により評価損失の可能性があること 市場金利の変動により、本商品に評価損失が生じる可能性があります。
その他のリスク	（1）信託約款に規定される「支払停止事由」が発生すること 本商品に係る信託約款に規定される「支払停止事由」が発生した場合は、その翌日以降の本商品の元本償還および配当金の交付が停止します。さらに、三菱UFJ信託銀行が必要と認めた場合には、強制的に信託終了となり、金銭以外の運用資産は換金され、本信託が清算されることがあります。この場合、金銭以外の運用資産の処分価格によっては、本商品について、当初予定されていたとおりの配当が受け取れない、または元本に損失が生じる可能性があります。 （2）運用対象貸付債権が十分な価格で換金できない可能性があること 運用対象貸付債権は、流通市場が確立していないため、当該運用対象貸付債権を換金処分しようとしても、購入希望者が現れない、または購入希望者に有利な価格での売却を強いられる可能性があります。 （3）保証履行がなされても当初予定されていた配当金の交付がなされない可能性があること 借入人の信用力が低下し、期限の利益を喪失した場合等においても、保証人の信用力が低下している場合等を除いて、保証契約に定める範囲内で、運用対象貸付債権に係る債務について保証履行される予定です。このような保証履行が行われる場合も、保証履行日の翌日以降の期間に係る配当金は交付されず、当初予定されていた配当金の交付がなされない可能性があります。 （4）運用対象貸付債権の借入人等からの請求により、運用対象貸付債権の弁済として受領した金額を返還する義務を負う可能性があること

	運用対象貸付債権の借入人等からの請求により、運用対象貸付債権の弁済として受領した金額を返還する義務を負う場合には、当初予定されていたとおりの配当金の交付や元本償還がなされない可能性があります。本商品の受益者であるお客さまに配当金の交付および元本償還をした後に受託者がかかる返還義務を負う場合には、お客さまが受領した金額の合計額を上限として、受託者に対して返還することが必要となります。 (5) 信託費用、解約等における解約調整金の発生および元本の交付時期等の遅延の可能性があること ① 本商品においては、合同運用財産の収益から、配当金の交付に優先して、信託費用が支払われることになります。したがって、その金額によっては、本商品の受益権において、当初予定されていたとおりの配当金の交付がなされない可能性があります。 ② お客さまがお申込み時にした反社会的勢力、マネー・ローンダリングに関する表明・確約に関して虚偽のご申告をされたことが判明した場合もしくは違反した場合における解約、お客さまが本商品をマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用するか、そのおそれがあると合理的に認められる場合における解約またはやむを得ない事情がある場合等における解約により本商品が終了する場合には、受託者所定の解約調整金が発生します。解約調整金は、お客さまに実際にお支払いいただくものではなく、かかる解約の際に、解約調整金の金額を差し引いた金額が元本償還金としてお客さまに交付されることになります。したがって、このような解約により信託が終了する場合には、当初予定されていたとおりの配当金が受け取れない、または元本に損失が生じる可能性があります。 ③ 解約により本商品が終了する場合およびお客さまの死亡により本商品が終了する場合等における、配当金や元本償還金(解約調整金が発生する場合には、その控除後の金額)の交付は、合同運用財産に属する金銭の中から行われますが、かかる金銭が不足する場合には、かかる交付は、当該不足が解消するまで、行われない可能性があります。

お申込みにあたって

お申込みの受付	(1) お申込みは、原則として、三菱UFJ信託銀行所定の電磁的方法にて受付けます。 (2) お申込みに際しては、三菱UFJ信託銀行所定の方法により、投資経験や投資目的、投資資産の金額等をご申告いただくことがあります。三菱UFJ信託銀行の判断で、契約の締結をお断りさせていただく場合があります。 (3) お申込みの状況を踏まえて、募集期間の途中であっても、お申込みを締め切らせていただく場合があります。 (4) お申込みにあたっては、三菱UFJ信託銀行所定の電磁的方法にて顧客登録を行っていただきます。また、お申込みにおいて申告された内容は、三菱UFJ信託銀行が個人情報として取得させていただきます。 (5) お申込み金額の総額が『募集要項』に定める「最低募集金額」に満たない場合、お申込み人数が2人に満たない場合、運用対象貸付債権の取得が困難になった場合またはお申込みから信託契約日までの間に市場金利が大きく変動した場合等には、受付けたお申込みにかかわらず信託設定できない場合があります。この場合、お預かりした信託金があれば、お返しさせていただきますが、お預かりしてからお返しさせていただくまでの期間の付利はなされません。
信託金の取扱い	(1) 信託金は、『募集要項』に定める「信託金のお支払期間」最終日までに、三菱UFJ信託銀行が指定する口座にお支払いいただきます。ただし、決済方法に口座振替でのお支払いを設定いただいている方は、ご登録いただいた入出金口座から『募集要項』に定める「信託金のお支払期間」初日に引き落としをさせていただきますので、お振込み手続きをいただく必要はございません(なお、信託金のお支払期間初日に口座の残高不足等で振替ができない場合には、信託金のお支払期間の最終日に引き落としをさせていただきますので、お支払期間の最終日の前営業日までに口座残高のご準備をお願いいたします。 (2) 信託金をお預かりしてから、信託設定がなされるまでの期間の付利はなされません。 (3) 信託契約日までは、信託契約は成立しておらず、受託者としての信託契約上の義務は発生しません。
信託証書の不発行	信託証書は発行いたしません。三菱UFJ信託銀行から同社所定の電磁的方法により「金銭信託　取引・応募報告書兼取引残高報告書」が交付されます。また、三菱UFJ信託銀行所定の電磁的方法にて当該書面を閲覧することにより、本商品につきお客さまの元本をご確認いただくことができます。
お申込手数料	お申込手数料はかかりません。
元本および配当金のお受け取り	本商品の元本および配当金のお受け取りは以下のとおりです。なお、本商品は、元本補てんおよび利益の補足はありません。 ①元本および配当金のお受取時期 (ⅰ)元本は、原則として、信託期間満了日の翌営業日以降に交付します。 ※お客さまに信託期間満了日と同日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、本商品の元本償還金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。 (ⅱ)配当金は、原則として、各計算期日および信託期間満了日の翌営業日以降に交付します。ただし、お客さまに信託期間満了日と同日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、本商品の配当金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。 ②配当金の計算方法と課税関係(本商品に関する租税の概要) (ⅰ)配当金の計算方法は、『募集要項』に定める「配当金」をご参照ください。

	（ii）配当金は源泉徴収いたします（国税 15.315%、地方税 5%）。 ※ 復興特別所得税が賦課されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 ※ 課税上の取扱いは、税制改正等により将来変更されることがあります。
中途解約	本商品は、原則として中途解約できません。
本商品に関する情報提供の制約	お客さまは、本商品に関する一定の情報を提供するよう請求する権利（信託法第 36 条および第 38 条に定める権利を含みます。）を有しますが、かかる権利は、別添信託約款に定める制約に服するものであり、かつ、かかる権利は、当該権利の行使に応じて受託者からお客さまに情報を提供することが、受託者の第三者（運用対象貸付債権の借入人を含みます。以下同じです。）に対する秘密保持義務の違反となる場合（以下の場合を含みます。）には行使することはできないものとします。 ①受託者と第三者との秘密保持に関する合意において、受託者からお客さまへの提供が認められていない情報を対象とする場合 ②受託者と第三者との秘密保持に関する合意において、受託者からお客さまへの提供のために満たすべき条件（受託者がお客さまに秘密保持義務を課すことを含みます。）が充足されていない場合

信託財産の交付に関する事項

信託期間中の配当金の計算・交付について	(1)本商品は、原則として、『募集要項』に定める「計算期日」および「信託期間満了日」(併せて以下、「計算期日」といいます。)に、『募集要項』に定める「配当金」の計算を行います。 (2)本商品の配当金の交付の原資は、運用対象貸付債権の支払金となります。本商品では、以下のとおり、各計算期日の翌営業日以降において、配当金の交付を行います。ただし、お客さまに信託期間満了日と同日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、本商品の配当金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。なお、信託期間満了日の到来以外による信託終了に伴う交付については、信託約款第 20 条および第 22 条をご参照ください。 ①受託者は、当該計算期日に終了する計算期間中に、合同運用財産に関して受領した配当金、利子、手数料およびこれらに類する収益ならびに合同運用財産について実現した売却益(償還益および清算益を含みます。)その他の収益の各金額の合計額から、当該計算期間に合同運用財産から支払った信託費用、利息およびこれらに類する費用ならびに合同運用財産について実現した売却損(償還損および清算損を含みます。)その他の損失の各金額の合計額を控除した合同運用財産の収益の残額は、当該計算期日に次の順序により処理します。 (ⅰ)前期から繰り越された損失(以下、「繰越損失」といいます。)および合同運用財産につき生じた損失(本①柱書で控除したものは除きます。)があるときは、その損失に充当します。 (ⅱ)(ⅰ)の処理をした後の収益の残額(以下、「純収益額」といいます。)から合同運用財産に属する各信託の受益者に対する配当金を計算します。 (ⅲ)(ⅰ)の処理の結果、純収益額が負の値(以下、「信託損失」といいます。)となったときは、次期に繰り越すものとします。ただし、本商品が終了したときは、信託損失は、最終計算期日における各受益者の元本の残高で按分した額で各受益者に帰属するものとします。 ②①(ⅱ)の各受益者に対して交付される配当金の計算にあたっては、まず合同運用財産についての純収益額を確定し、その純収益額から、各受益者の予定配当額を計算します。ただし、純収益額が各受益者の予定配当額の合計額に不足する場合は、純収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して計算します(各受益者への交付額に 1 円未満の端数が生じたときは切り捨てます。)。 ③受託者は、①および②にもとづき各受益者に対する配当金の額を計算し、当該計算期日の翌営業日以降、信託約款第 20 条に定める方法により各受益者に交付します。ただし、お客さまに信託期間満了日と同日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、本商品の配当金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。 ④受託者は、①から③の金額を計算し当該金額を控除した後(ただし、信託期間満了日と同日の計算期日については、①から③の処理および信託期間満了日に係る元本の交付額を控除した後)の合同運用財産に属する金銭の残額(ただし、信託期間満了日の到来により合同運用財産に関するすべての信託が終了した場合を除き、①から③の処理をした後の合同運用財産についての純収益額の残額を上限とします。)を信託報酬として収受します。
元本の交付	(1) 元本の交付は、信託終了に伴い行われます。 (2) 信託期間満了日の到来により信託が終了した場合、上記「配当金の計算・交付について」に定める方法により、合同運用財産に属する金銭の中から、信託期間満了日と同日である計算期日に係る配当金の額を計算し、当該日の翌営業日以降に、元本とともに、交付します。ただし、お客さまに信託期間満了日と同日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、

	本商品の元本償還金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。信託期間満了日の到来以外による信託終了に伴う交付については、信託約款第 20 条および第 22 条をご参照ください。 (3) 本信託の清算は、信託約款第 20 条および第 22 条の定めに従い、合同運用財産に属するすべての資産を処理したときに結了します。 (4) 受益者に交付される元本および配当金については、信託期間満了日、解約計算日、解約実施日または受託者が指定する日以降付利は行いません。

信託財産の運用および管理

信託財産の運用方法	三菱UFJ信託銀行が、信託約款に定める権限に従い、以下の方法に従って信託財産の運用を行います。 ① 本商品は、お客さまから信託していただいた信託金を、共通する信託約款および募集要項にもとづく他の信託のお客さまから信託される信託金と合同して運用します。 ② 本商品は、お客さまから信託していただいた信託金を、主として運用対象貸付債権で運用します。 ③ 支払準備や余裕金の管理運用のために必要な場合等には、本商品に属する金銭を決済用預金(無利息普通預金)にて管理または三菱UFJ信託銀行の銀行勘定に対する貸付で運用することができます。
信託財産の運用および管理体制	(1) 信託財産運用所管部 運用方針および信託約款等にもとづき信託財産の運用を行います。運用において問題が生じた場合には信託財産運用管理所管部に速やかに報告のうえ、問題点の分析・改善等を行います。 (2) 信託財産運用管理所管部 運用方針および信託約款等、法令等の遵守状況および運用の状況等をモニタリングし、必要に応じて信託財産運用所管部に改善を求めます。また、適正な運用を行うためのルールを制定し、信託財産運用所管部を管理指導します。

その他の主要な事項

信託の目的	お客さまのための金銭の利殖を信託の目的とします。
信託の終了事由	次の事由が生じた場合に終了します。 ①信託期間の満了 ②信託約款の変更に対してお客さまが異議を述べた場合または受益権の買取請求を行った場合における受託者による解約 ③受託者による本信託の強制終了 ④お客さまが申込時に行った反社会的勢力、マネー・ローンダリングに関する表明・確約に関して、虚偽の申告をしたことが判明した場合もしくは違反した場合またはお客さまが本信託をマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用するか、そのおそれがあると合理的に認められる場合における受託者による解約 ⑤受益者が日本国外に移住した場合のほか、やむを得ない事情がある場合における受託者による解約 ⑥(i)受益者が法令もしくは受益者が受託者の提供する取引および取引履歴の照会等のためのサービス(以下、「本サービス」といいます。)の利用規約に違反した場合、(ii)受益者の本サービスの利用に際して悪用もしくは迷惑行為を行った場合、(iii)受益者が届出事項の変更を怠るなど受益者の責めに帰すべき事由により受託者において受益者の所在が不明になった場合、(iv)受益者の本人認証情報に関する漏洩・紛失その他セキュリティ上の懸念等の発生、本サービスの第三者による利用もしくはそれらのおそれがある場合、(v)受益者に関して本サービスの運営・保守管理上必要であると受託者が判断した場合または(vi)その他受益者について以下⑧、受益者の国外移住もしくは上記(i)ないし(v)に類する事由があると受託者が判断した場合における受託者による解約 ⑦信託期間の満了前における運用対象貸付債権に係る債務の全額の弁済(当該債務について、保証契約に定める範囲内で保証人による保証債務が全額履行された場合を含みます。) ⑧受益者の死亡 ⑨信託法第 163 条第 1 号から第 8 号に定める事由の発生
償還金交付手続	本商品は、計算期日および信託期間満了日の翌営業日以降に、あらかじめお客さまにご指定いただいた口座に、配当金の交付や元本償還を行います。ただし、お客さまに信託期間満了日と同日に設定される新規設定ファンドのお申込みをいただいた場合には、信託期間満了日に、本商品の元本償還金および配当金が新規設定ファンドの信託金に充当されることがあります。 なお、本来であれば、運用対象貸付債権の支払金の支払い確認後にお客さまへ配当金の交付や元本償還の手続きをなすべきところ、受託者は、利便性の観点から入金確認前に当該資金の交付手続を行う可能性があります(後刻、運用対象貸付債権の支払金の回収が不能であった場合には、お客さまに交付済の金銭の返還義務がございます。)。
受益権の譲渡・質入・分割	(1) 本商品は、受託者の承諾なしに譲渡または質入することができません。ただし、受託者は当該譲渡・質入を承諾する義務を負いません。 (2) 受託者が、やむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、受託者所定の書式により行います。この場合、本商品の受益権の譲受人または質権者が信託約款および募集要項に同意することを条件とします。 (3) 本商品は、分割することができません。

受益者への 報告事項	受託者は、お客さまに対し、次の書面を交付します（お客さまが三菱UFJ信託銀行所定の電磁的方法を通じて本商品の申込を行った場合には、三菱UFJ信託銀行所定の方法にてお客さまにご承諾をいただいたうえで、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することを含みます。）。 ①信託契約内容を記載した書面 ②信託終了時の最終計算を記載した書面 ③信託財産状況報告書 ④信託財産と受託者の銀行勘定、受託者の利害関係人、信託業務の委託先または他の信託財産との取引状況を記載した書面および利益相反行為についての重要な事実を記載した書面
受益者への通知	受託者は信託約款に定めのある場合を除き、受益者への通知を行いません。
取引の制限	(1)受託者は、委託者または受益者の情報等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合や委託者または受益者の回答その他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング等のおそれがあると判断した場合には、本商品の元本または収益の交付の停止等の信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。 (2)委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング等のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。
信託の支払停止	本信託の支払停止事由とは、以下の事由が生じた場合となります。なお、支払停止事由が解消し、配当金等の交付を一定の期間行うことができると受託者が判断したときは、支払停止を解除することがあります。 ① 本信託の計算期日において信託損失が生じたとき ② 本信託の計算期間において、信託損失が発生することが明らかであると受託者が認めたとき ③ 本信託の信託期間の満了前に、運用対象貸付債権の借入人が期限の利益を喪失した旨を受託者が知ったとき ④ 受託者について支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始その他これに類似する法的整理手続の開始の申立てがあったとき
信託の強制終了	受託者は、支払停止を行った場合において、必要があると認めたときは、合同運用財産に関するすべての信託を解約します。強制終了時の手続については以下のとおりです。 ①受託者は、強制終了となったときは、速やかにその旨を知れたるすべての受益者に書面その他の方法をもって通知します。受託者は、かかる通知書に信託の終了する日を記載するものとし、受託者は、この通知を発信した日から④に定める清算日（同日を含みません。）までの間、信託約款第 14 条にもとづく信託の計算を行いません。 ②各受益者へ交付すべき金額は、各受益者の元本および清算日までに発生した予定配当額の合計額とします。なお、本項目において、各受益者の予定配当額は、信託約款第14条にもとづく信託の計算を行った直近の計算期日（ただし、各受益者に関する信託契約日後に信託約款第 14 条にもとづく信託の計算が行われていない場合は当該信託契約日とします。）から清算日の前日までの日数、予定配当率および清算日の前日における元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算される額とします。 ③受託者は、強制終了となったときは、合同運用財産に属する資産を換金処分するものとします。取引所の相場のない資産の売却にあたっては、受託者は複数の購入希望者により価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することとします。

	④受託者は、合同運用財産に属するすべての資産について、③に従って換金処分を行いその代金を受領した日の 10 営業日後以内で受託者が定めた日(以下、「清算日」といいます。)に、信託約款の定めに従って信託の清算に係る計算を行い、清算日の翌営業日以降に、すべての受益者に対し、元本および配当金を、受益者が指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって交付します。
受託者の銀行勘定や利害関係人等との取引について	(1)受託者は、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則(以下、「兼営法施行規則」といいます。)第 23 条第3項に定める場合に該当するときは、受託者の銀行勘定(第三者との間において信託財産のためにする取引であって、受託者が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含みます。)、受託者の利害関係人、信託業務の委託先または他の信託財産との間で、運用対象貸付債権への運用、保証契約の締結およびこれにもとづく取引ならびに(2)に掲げる財産の運用取引のほか、財産の売買取引等合同運用財産の運用に必要な取引(換価処分のための取引その他の信託約款に従って行う財産の売買取引を含みます。)を行うことができます。 (2)受託者は、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金を運用する場合、その他必要と認めた場合には、合同運用財産を決済用預金(無利息普通預金)にて管理することができます。ただし、受託者は、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第 23 条第3項第2号ニに定める場合に該当するときは、合同運用財産を受託者の銀行勘定に対する貸付で運用することができます。なお、受託者の銀行勘定に対する貸付で運用した場合の運用利率は、受託者の店頭に表示(掲示、備置等による方法を含みます。)する普通預金利率とします。
信託業務の委託	(1)受託者は、信託業務の一部について、第三者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することがあります。 (2)(1)の委託をするときは、以下の基準に従い選定される者(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。 ①委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと ②委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること ③委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること (3)受託者は、受託者の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、兼営法施行規則第 23 条第3項の定めにより行うことができます。 (4)上記にかかわらず、受託者は以下の業務を、受託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。 ①信託財産の保存に係る業務 ②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務 ③受託者(受託者から指図の権限の委託を受けた者を含みます。)のみの指図により委託先が行う業務 ④受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

信託の登記・登録等	(1)信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。 (2)(1)のただし書きにかかわらず、受益者保護のために受託者が必要と認めるときは、受託者は速やかに登記または登録をするものとします。 (3)信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。 (4)動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
信託約款の変更	(1)受託者は、受益者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得て、または委託者および受益者の承諾を得て、信託約款を変更できます。 (2)受託者は、金融庁長官の認可を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内(1ヶ月以上とします。)にその異議を述べるべき旨を公告します。 (3)受託者は、(2)の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合または受益権の買取請求を行った場合には、解約手続等を行うことができます。 (4)信託約款は、(1)から(3)に掲げる以外の方法による変更はできません。
受託者が行う公告の方法について	受託者が信託約款の変更等の公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。
信託財産の管理または処分の権限を有する者および権限の内容	(1)信託財産の管理または処分の権限を有する者は、三菱UFJ信託銀行です。 (2)(1)の権限の内容は、信託約款に定めるところに従った信託財産の管理または処分の権限です。
信託財産の評価	信託の設定時において、第三者による信託財産の評価を行いません。
受託者の免責	受託者は、次のいずれかの事由により、元本、配当金等の交付を行うことを妨げられ、禁じられまたは遅延させられた場合には、これにより受益者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。 ① 天災・戦争・テロ攻撃の勃発 ② 電気・通信・各種決済システムの不通・障害 ③ その他受託者の責によらない事由

関係者の概要

1. 受託者の概要

商号等	三菱UFJ信託銀行株式会社 登録金融機関　関東財務局長(登金)第 33 号
本店所在地	〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
設立年月日	1927 年 3 月 10 日
資本金	3,242 億円(2026 年 3 月末現在)
代表者	取締役社長　　窪田　博
主な事業	銀行業務、信託業務、登録金融機関業務、不動産仲介業務、証券代行業務
受託者が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人　信託協会 連絡先　信託相談所 電話番号 0120-817335 または 03-6206-3988
受託者が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
信託業務に関する外部監査	ございません。
連絡先	三菱UFJ信託銀行　マネフィットお問合せ先:0120-284-430

2. 募集の取扱者の概要

(1)三菱UFJ銀行

商号等	株式会社三菱UFJ銀行 登録金融機関　関東財務局長(登金)第五号
本店所在地	〒100-8388　東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
設立年月日	1919 年 8 月 15 日
資本金	17,119 億円(2026 年 3 月末時点、単体)
代表者	取締役頭取執行役員　大澤　正和
主な事業	銀行業務、登録金融機関業務
登録金融機関業務の内容および方法の概要	＜業務の内容＞ 有価証券の募集の取扱い業務 ＜業務の方法＞ 株式会社三菱UFJ銀行において本商品のお取引を行われる場合は、以下によります。 株式会社三菱UFJ銀行は、お客さまと本商品に係る信託の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の間の信託契約の締結を媒介します。 お申し込みいただいたお取引が成立した場合には、本商品の信託契約日以降に、「契約内容のお知らせ」がご登録のメールアドレスへ送信されます。
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
募集の取扱者が契約している指	一般社団法人全国銀行協会相談室

定紛争解決機関	電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005
募集の取扱者が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
連絡先(メールアドレス)	rspf_monefit_direct_pf_a@tmp.bk.mufg.jp
本商品の問合せ先	三菱UFJ信託銀行マネフィットお問合せ先:0120-284-430

三菱UFJ銀行とお客さまとの利益が相反するおそれ

本商品のお取引に関し、以下の事項があることにより、三菱UFJ銀行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

三菱UFJ銀行は、本商品を販売することにより、本商品の受託者である三菱UFJ信託銀行より同社が受け取る信託報酬から一定の手数料を受領いたします。

三菱UFJ銀行は三菱UFJ信託銀行と資本関係があります。三菱UFJ銀行が同社の商品を販売した場合、三菱UFJ銀行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。また、2026 年 3 月末時点において、三菱UFJ銀行の役職員は三菱UFJ信託銀行に出向するなど、同社と人的関係があります。三菱UFJ銀行が同社の商品を販売した場合、三菱UFJ銀行と人的関係がある同社の収益となります。

(2)三菱 UFJ e スマート証券

商号等	三菱 UFJ e スマート証券株式会社 金融商品取引業者登録 関東財務局長(金商)第 61 号
本店所在地	〒100-6024 東京都千代田区霞が関三丁目2番5号 霞が関ビルディング24階
設立年月日	1999 年 11 月 19 日
資本金	71.96 億円(2026 年 3 月末時点、単体)
代表者	代表取締役社長 飛松 一樹
主な事業	金融商品取引業
金融商品取引業の内容および方法の概要	＜業務の内容＞ 金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務 同法第28条第1項第2号に掲げる行為に係る業務 同法第28条第1項第3号ハに掲げる行為に係る業務 有価証券等管理業務 第二種金融商品取引業 投資助言・代理業 ＜業務の方法＞ 三菱 UFJ e スマート証券株式会社において本商品のお取引を行われる場合は、以下によります。 三菱 UFJ e スマート証券株式会社は、お客さまと本商品に係る信託の受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の間の信託契約の締結を媒介します。 お申し込みいただいたお取引が成立した場合には、本商品の信託契約日以降に、「契約内容のお知らせ」がご登録のメールアドレスへ送信されます。

加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
募集の取扱者が契約している指定紛争解決機関	証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005
募集の取扱者が対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。
連絡先（メールアドレス）	monefit@kabu.com
本商品の問合せ先	三菱UFJ信託銀行マネフィットお問合せ先：0120-284-430

三菱 UFJ ｅスマート証券とお客さまとの利益が相反するおそれ

本商品のお取引に関し、以下の事項があることにより、三菱 UFJ ｅスマート証券とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

三菱 UFJ ｅスマート証券は、本商品を販売することにより、本商品の受託者である三菱UFJ信託銀行より同社が受け取る信託報酬から一定の手数料を受領いたします。

三菱 UFJ ｅスマート証券は三菱UFJ信託銀行と資本関係があります。三菱 UFJ ｅスマート証券が同社の商品を販売した場合、三菱 UFJ ｅスマート証券と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。

実績配当型合同運用指定金銭信託約款
（貸付債権運用型）
（ファンド番号：600000410）

この信託約款において、「書面」、「書類」等には電磁的記録を含むものとし、書面の「交付」、「届出」等には電磁的方法による提供を含むものとします。

第１条（信託目的・受益者等）

（１）委託者は、受益者のために利殖する目的で金銭（以下この信託約款および別途受託者が委託者に交付した募集要項（この信託約款の冒頭に記載のファンド番号が付された募集要項を意味します。以下同じです。）に従い信託された金銭を「信託金」といいます。）を信託し、当社は受託者としてこれを引受けました。

（２）前項の信託金の額は、委託者に対し別途交付する書面に記載の金額とします。

（３）この信託の受益者は委託者とします。委託者は、受益者を指定または変更することはできません。

（４）この信託の委託者は、日本国内に居住しており、株式会社三菱ＵＦＪ銀行または三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社に普通預金口座または当座預金口座を保有している個人に限られます。

（５）以下の条項において、この信託約款および募集要項にもとづく信託を「本信託」、本信託の元本を「信託元本」（当初の「信託元本」の額は、委託者に別途交付する書面に記載の金額とします。）とします。

第２条（信託金の受入れ・信託契約日）

（１）本信託は、別途受託者が委託者に交付した募集要項で定めた「信託契約日」に設定されます。また、「信託契約日」は、委託者と受託者の間で本信託に係る合意が成立する日をいい、別途受託者が委託者に交付した募集要項で定めた日とします。

（２）委託者は、本信託に金銭その他の財産を追加信託することはできません。

（３）本信託には、小切手その他の証券類を受入れることはできません。

第３条（信託の募集）

（１）本信託の募集は、受託者または受託者が委託した者が行います。

（２）前項に定める本信託の募集は、募集要項に従って行われるものとします。募集要項には、本信託の募集期間、申込みの方法や撤回の条件、信託契約日、予定配当率および申込単位等ならびに信託期間満了日その他の必要な事項が記載されるものとします。

（３）委託者が受託者所定の電磁的方法により本信託の申込を行った場合には、当該委託者に関する第３０条ないし第３２条にもとづく受託者に対する届出その他の手続は、受託者所定の方法により行われるものとします。

（４）この信託約款においては、別段の定めがある場合を除き、日本国の法令等により銀行が休日とされる日以外の日を、「営業日」とします。

第４条（信託期間）

（１）本信託の期間（以下「信託期間」といいます。）は、信託契約日に始まり、募集要項に記載の信託期間満了日（以下「信託期間満了日」といいます。）をもって終わります。

（２）本信託は、複数の申込を行うことはできません。ただし、複数の申込を行った場合で受託者が認めた場合には、申込毎に本信託が設定され、また信託契約が締結されるものとします。

第５条（合同運用）

（１）受託者は、信託金を、この信託約款および募集要項にもとづいて設定される他の信託の信託金と合同して運用することができます（以下、合同運用の対象となる本信託と当該他の信託を併せて「合同運用信託」といいます。）。

（２）前項にもとづき合同して運用した信託財産（以下「合同運用財産」といいます。）について生じた損益は、第１４条、第２０条および第２２条に定める方法によりそれぞれの信託金の各受益者に帰属します。

第６条（運用の方法）

（１）受託者は、次項に定める場合を除き、合同運用財産を、主として、大要別紙記載の内容によるリボルビング・クレジット・ファシリティ契約書（その後の変更を含み、以下「運用対象貸付契約」といいます。）にもとづいて法人に対する貸付を行うことにより、法人に対する貸付債権（以下「運用対象貸付債権」といいます。）に対して運用します。また、受託者は、保証人となる法人との間で、運用対象貸付債権に係る債務の全部または一部を主債務とする保証契約（以下「保証契約」といいます。）を締結することができるものとします。

（２）受託者は、支払準備の必要がある場合、合同運用財産に生じた余裕金を運用する場合、その他必要と認めた場合には、合同運用財産を決済用預金（無利息普通預金）にて管理することができます。ただし、受託者は、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（以下「兼営法施行規則」といいます。）第２３条第３項第２号ニに定める場合に該当するときは、合同運用財産を受託者の銀行勘定に対する貸付で運用することができます。なお、受託者の銀行勘定に対する貸付で運用した場合の運用利率は、受託者の店頭に表示（掲示、備置等による方法を含みます。）する普通預金利率とします。

（３）受託者は、合同運用財産の効率的な運用に資するものであり、かつ受益者の保護に支障を生ずることがないものとして兼営法施行規則第２３条第３項に定める場合に該当するときは、受託者の銀行勘定（第三者との間において信託財産のためにする取引であって、受託者が当該第三者の代理人となって行う取引を行う場合を含みます。）、受託者の利害関係人、第８条に定める委託先または他の信託財産との間で、前各項に掲げる財産の運用取引、保証契約の締結およびこれにもとづく取引のほか、財産の売買取引等合同運用財産の運用に必要な取引（第２２条第１項その他この信託約款に従って行う財産の売買取引を含みます。）を行うことができます。また、受託者は、運用対象貸付契約の定めにしたがい、運用対象貸付債権の返済金と第１項にもとづく貸付の貸付金とを差引計算することができるものとし、その場合において、当該運用対象貸付債権に係る合同運用財産と、当該貸付に係る他の合同運用財産との間で、当該差引計算に係る資金決済を行うものとします。

（４）前項に定める利害関係人とは、兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第２９条第２項第１号に定める利害関係人をいい、同法第２２条第２項により読み替えられる場合を含みます。以下同じです。

（５）受託者は、委託者または受益者の承諾を得ることなく、運用対象貸付債権の貸付人として、協議、指図、同意その他の運用対象貸

付契約にもとづく行為を行うことができるものとし、委託者および受益者は、かかる受託者の行為に異議を述べないものとします。

第７条（信託の登記・登録の留保等）

（１）信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

（２）前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために受託者が必要と認めるときは、受託者は速やかに登記または登録をするものとします。

（３）信託財産に属する旨の記載または記録することができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともにその計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（４）動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

第８条（信託業務の委託）

（１）受託者は、本信託に係る信託業務の一部について、第三者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することがあります。

（２）受託者は、前項に定める委託をするときは、次に掲げる基準のすべてに適合する者を委託先として選定します。

①委託先の信用力等に照らし、継続的な委託業務の遂行に懸念がないこと。

②委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること。

③委託先において、委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制や内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること。

（３）受託者は、第１項にもとづき受託者の利害関係人に対する業務の委託を行う場合には、兼営法施行規則第２３条第３項の定めにより行うことができます。

（４）前三項にかかわらず、受託者は以下の業務を、受託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含み、この場合、兼営法施行規則第２３条第３項の定めによります。）に委託することができるものとします。

①信託財産の保存に係る業務

②信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務

③受託者（受託者から指図の権限の委託を受けた者を含みます。）のみの指図により委託先が行う業務

④受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

第９条（競合行為）

（１）受託者は、その受託者としての権限にもとづいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為（以下「競合行為」といいます。）について、受託者の銀行勘定または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

（２）受託者は前項の行為について受益者に通知する義務を負わないものとします。

（３）第１項の定めにかかわらず、受託者は同項の競合行為が法令に違反する場合には、これを行わないものとします。

第１０条（元本補てん・利益補足）

受託者は、運用対象貸付債権の市場価格の変動または運用対象貸付債権の借入人もしくは保証人の信用状況悪化等により、信託元本に万一欠損が生じた場合の元本の補てんおよび利益の補足は行いません。

第１１条（予定配当率および予定配当額）

（１）本信託の予定配当率（以下「予定配当率」といいます。）は、募集要項に記載のとおりです。

（２）各受益者に交付する配当金の額は第１４条、第２０条または第２２条に定める方法により計算します。予定配当率は、それによる配当金の交付を受託者が保証するものではありません。

第１２条（租税・事務費用）

信託財産に関する租税その他信託事務の処理に必要な費用（以下「信託費用」といいます。）を、合同運用財産の中から支払います。

第１３条（計算期日）

受託者は、募集要項に記載の計算期日および信託期間満了日（併せて以下、「計算期日」といいます。）、第２０条に定める解約計算日および解約実施日、運用対象貸付債権に係る債務の全額が弁済された日（当該債務について、保証契約に定める範囲内で保証人による保証債務が全額履行された場合を含みます。）ならびに第２２条に定める清算日（以下、信託期間満了日、解約計算日、解約実施日および清算日を併せて「最終計算期日」といいます。）において、次条、第２０条または第２２条に定める方法により、受益者の配当金を計算します。

第１４条（信託の計算および配当金の交付等）

（１）前回計算期日の翌日（ただし、合同運用財産としての初回の計算期日の場合は当該合同運用財産に関する初回の信託契約日とします。以下本条において同じ。）から当該計算期日までの期間（以下「計算期間」といいます。）に、合同運用財産に関して受領した配当金、利子、手数料およびこれらに類する収益ならびに合同運用財産について実現した売却益（償還益および清算益を含みます。）その他の収益の各金額の合計額から、当該計算期間に合同運用財産から支払った第１２条に定める信託費用、利息およびこれらに類する費用ならびに合同運用財産について実現した売却損（償還損および清算損を含みます。）その他の損失の各金額の合計額を控除した合同運用財産の収益の残額は、当該計算期日に次の順序により処理します。

①前期から繰り越された損失（以下「繰越損失」といいます。）および合同運用財産につき生じた損失（本項柱書で控除したものは除きます。）があるときは、その損失に充当します。

②前号の処理をした後の収益の残額（以下本条において「純収益額」といいます。）から合同運用財産に属する各信託の受益者に対する配当金を計算します。

③第１号の処理の結果、純収益額が負の値（以下「信託損失」といいます。）となったときは、次期に繰り越すものとします。ただし、第１６条第１項に掲げる事由により本信託が終了したときは、信託損失は、最終計算期日における各受益者の未償還元本の残高

で按分した額で各受益者に帰属するものとします。

（２）前項第２号の各受益者に対して交付される配当金の計算にあたっては、まず合同運用財産についての純収益額を確定し、その純収益額から、各受益者の予定配当額（前回計算期日から当該計算期日の前日までの期間の日数（ただし、各受益者に関する初回の計算期日の場合は当該受益者に関する信託契約日から当該計算期日の前日までの期間の日数とします。）、予定配当率および当該計算期日の前日における信託元本の残高にもとづき受託者所定の方法により計算される額。以下本項において同じです。）を計算します。ただし、純収益額が各受益者の予定配当額の合計額に不足する場合は、純収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して計算します（各受益者への交付額に１円未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。

（３）受託者は、前各項にもとづき各受益者に対する配当金の額を計算し、当該計算期日の翌営業日以降、第２０条に定める方法により各受益者に交付します。

（４）受託者は、前各項の処理に係る金額を計算し、当該金額を控除した後（ただし、信託期間満了日と同日の計算期日においては、前各項の処理に係る金額および第２０条第１項にもとづく交付額の計算をし、当該金額を控除した後）の合同運用財産に属する金銭の残額（ただし、第１６条第１項第１号により合同運用財産に関するすべての信託が終了した場合を除き、前各項の処理に係る金額を控除した後の合同運用財産についての純収益額の残額を上限とします。）を、当該計算期日に信託報酬として収受します。

第１５条(信託報酬)

（１）本信託の信託報酬は、第１４条第４項および第２２条第４項（第２０条第１０項にて準用する場合を含みます。）に従ってのみ収受されるものとします。ただし、これらの規定に従って受領する信託報酬の信託元本に対する割合は、年率 3%を上限とし、年率 0%を下限とします。上限を超過する場合、超過した金額は、慈善目的の寄付として日本赤十字社その他の受託者が適切と考える先へ、交付に係る費用を当該超過した金額の範囲で差し引いたうえで交付します。

（２）受託者は、信託法第５４条第４項が準用する同法第４８条第４項にかかわらず、受託者が同法第４０条の規定による責任を負う場合であって、これを履行する前においても、前項に従って信託報酬を収受することができるものとします。

第１６条(信託の終了事由)

（１）本信託は、次の各号に掲げる事由により終了します。

①第４条に定める信託期間の満了日
②第２６条第３項に定める解約
③第２２条第１項に定める強制終了
④第１８条に従った解約
⑤第１９条第１項各号に定める全部解約
⑥信託期間の満了前における運用対象貸付債権に係る債務の全額の弁済（当該債務について、保証契約に定める範囲内で保証人による保証債務が全額履行された場合を含みます。）
⑦受益者の死亡
⑧信託法第１６３条第１号から第８号に定める事由の発生

（２）本信託が終了したときは、受託者は最終計算書を作成し、受益者に承認を求めるものとします。この場合は最終計算期日前に既に受益者あて報告した各計算期間についての報告を省略できるものとします。なお、受託者が受益者に対し承認を求めた日から１ヶ月以内に受益者が異議を述べなかったときは、当該計算を承認したものとみなします。

第１７条（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）

（１）受託者は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、信託の元本または収益の交付の停止等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（２）前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、信託の元本または収益の交付の停止等のこの信託約款にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

（３）前各項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合、受託者は当該取引の制限を解除します。

第１８条（反社会的勢力、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の排除）

（１）受託者は、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、受益者に通知することにより、本信託の全部の解約ができるものとします。

①委託者が申込み時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合または違反をした場合
②委託者、受益者、委託者または受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。以下本条において同じです。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他本信託の関係者が、次のいずれかに該当する者または団体と認められる場合
A　現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当すること
B　暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
C　暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
D　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
E　暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
F　役員または経営に実質的に関与しているものが暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
③委託者、受益者、委託者または受益者の代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他本信託の関係者が、自らまたは第

三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
A　暴力的な要求行為
B　法的な責任を超えた不当な要求行為
C　取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D　風説を流布し、偽計を用いて受託者の信用を毀損し、または受託者の業務を妨害する行為
E　その他上記Aないし Dに準ずる行為
④本信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

（２）委託者は、第２９条にもとづく受益権の譲渡、質入に際し、前項第２号のいずれかに該当する者または前項第３号のいずれかに該当する行為をしたことがある者が、受益者あるいは質権者となるような方法、または前項第４号に該当することとなるような方法で、受益権の譲渡または質入を行ってはならないものとします。

第１９条(解約)

（１）次の各号に定める場合その他この信託約款に定めのある場合のほかは、本信託は、信託期間満了日より前に解約できません。
①受益者が日本国外に移住した場合、受託者は、受益者に通知することにより、本信託の全部の解約ができるものとします。
②前号以外のやむを得ない事情で、受益者から本信託の全部の解約の申し出があり、受託者がこれを認めたときは本信託の全部の解約に応ずることがあります。
③（ｉ）受益者が法令もしくは受益者が受託者の提供する取引および取引履歴の照会等のためのサービス（以下「本サービス」といいます。）の利用規約に違反した場合、（ii）受益者の本サービスの利用に際して悪用もしくは迷惑行為を行った場合、（iii）受益者が届出事項の変更を怠るなど受益者の責めに帰すべき事由により受託者において受益者の所在が不明になった場合、（iv）受益者の本人認証情報に関する漏洩・紛失その他セキュリティ上の懸念等の発生、本サービスの第三者による利用もしくはそれらのおそれがある場合、（ｖ）受益者に関して本サービスの運営・保守管理上必要であると受託者が判断した場合または（vi）その他受益者について第１６条第１項第７号、本項第１号もしくは本号（ｉ）ないし（ｖ）に類する事由があると受託者が判断した場合には、受託者は、受益者に通知することなく、本信託の全部を解約できるものとします。

（２）本信託は、一部のみを解約することはできません。

（３）受託者が第１項第１号にもとづき本信託の全部を解約する場合、受託者がかかる解約を行う日として指定する日に本信託の全部が解約されるものとし、かかる日を「解約日」とします。また、受益者が第１項第２号にもとづき本信託の全部の解約を申し出た場合、受託者が同号にもとづきかかる解約を承認する場合には、受託者がかかる解約を行う日として指定する日に本信託の全部が解約されるものとし、かかる日を「解約日」とします。

（４）受託者は、以下計算式により解約調整金を計算し、第２０条第４項および第５項に従い処理します。
＜解約調整金の計算式＞
解約調整金＝Ａ＋Ｂ
Ａ：第２０条第４項および第５項により計算される解約日または解約実施日に係る配当金の額
Ｂ：本信託に関する信託契約日後の初回の計算期日の後の解約日または解約実施日においては、当該計算期日（同計算期日を含みます。）から当該解約日または当該解約実施日までの各計算期日に係る第１４条第３項にもとづく配当金の交付額の総額

第２０条（信託財産の交付）

（１）第１６条第１項第１号により本信託が終了した場合、受託者は、第１４条第２項に定める方法により信託期間満了日と同日である計算期日に係る配当金の額を計算し、信託元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、信託期間満了日の翌営業日以降に、受託者が金銭で交付します。ただし、受益者が、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とする他の信託（当該信託の信託契約日が本信託の信託期間満了日と同一であり、かつ、当該信託の募集要項に本信託のファンド番号が指定されているものに限り、以下「新規設定ファンド」といいます。）の申込を行い、新規設定ファンドが成立したときは、受託者は、その裁量により、本信託の信託元本および配当金を、信託期間満了日において、新規設定ファンドの信託金に充当することができるものとします。かかる充当後に残存する本信託の信託元本および配当金については、受託者がこれを、信託期間満了日の翌営業日以降に、金銭で交付します。

（２）受託者は、第１６条第１項第２号、第４号、第５号、第６号、第７号および第８号により本信託を終了するときは、合同運用財産に属する資産の一部を換金処分する義務を負いません。受託者は、運用対象貸付債権に係る債務の全額が弁済されるまで合同運用財産である運用対象貸付債権を処分しないことができます。

（３）第１６条第１項第２号により本信託が終了した場合、解約の申込みに応じて受託者の定める解約の計算を行う日（以下「解約計算日」といいます。）に係る予定配当額（前回計算期日（ただし、本信託の初回の計算期日までに本信託が終了した場合は信託契約日とします。）から解約計算日の前日までの日数、予定配当率および解約計算日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算される額。以下本項において同じです。）を計算し、信託元本とともに、合同運用財産に属する金銭の中から、当該金銭が当該信託元本と予定配当額の合計額以上であることを停止条件として、解約計算日の翌営業日以降に、受託者が金銭で交付します。ただし、合同運用財産に関する他の信託がすべて終了する場合には、当該停止条件が成就していない場合であっても、当該終了する信託について本条または第２２条にもとづく信託財産の交付を行う日以降に、当該合計額を限度として、受託者が金銭で交付します。また、解約計算日が計算期日と同日である場合、第１項の規定を準用して受益者に対する配当金の交付および信託元本の交付を行うものとします。

（４）第１６条第１項第４号により本信託が終了した場合、解約を実施する日（以下「解約実施日」といいます。）に係る予定配当額（前回計算期日（ただし、本信託の初回の計算期日までに本信託が終了した場合は信託契約日とします。）から解約実施日の前日までの日数、予定配当率および解約実施日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算される額。以下本項において同じです。）と信託元本の合計額（ただし、第１９条第４項に定める解約調整金を差し引いた後の残額。以下本項において同じです。）を、合同運用財産に属する金銭の中から、当該金銭が当該信託元本と予定配当額の合計額以上であることを停止条件と

して、解約実施日の翌営業日以降に、受託者が金銭で交付します。ただし、合同運用財産に関する他の信託がすべて終了する場合には、当該停止条件が成就していない場合であっても、当該終了する信託について本条または第２２条にもとづく信託財産の交付を行う日以降に、当該合計額を限度として、受託者が金銭で交付します。

（５）第１６条第１項第５号または第７号により本信託が終了した場合、解約日（第１６条第１項第７号により本信託が終了した場合は、受託者が指定する日。以下本項において同じです。）に係る予定配当額（前回計算期日から解約日の前日までの日数、予定配当率および解約日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算される額。以下本項において同じです。）と信託元本の合計額（ただし、第１９条第１項各号にもとづく解約の場合、第１９条第４項に定める解約調整金を差し引いた後の残額。以下本項において同じです。）を、合同運用財産に属する金銭の中から、当該金銭が当該信託元本と予定配当額の合計額以上であることを停止条件として、解約日以降に、受託者が金銭で交付します。ただし、合同運用財産に関する他の信託がすべて終了する場合には、当該停止条件が成就していない場合であっても、当該終了する信託について本条または第２２条にもとづく信託財産の交付を行う日以降に、当該合計額を限度として、受託者が金銭で交付します。

（６）第１６条第１項第６号により本信託が終了した場合、本条第３項の規定を準用します。この場合において、同項の「解約計算日」は「受託者が指定する日」と読み替えるものとします。

（７）第１６条第１項第８号により本信託が終了した場合、本条第３項の規定を準用します。この場合において、同項の「解約計算日」は「受託者が指定する日」と読み替えるものとします。

（８）前各項において受益者に交付される信託元本および配当金については、信託期間満了日、解約計算日、解約実施日または受託者が指定する日以降、付利は行いません。

（９）この信託約款において同順位で交付すべき金銭が複数存在するときは、交付すべき金額に応じて按分して交付し、１円未満の端数は切り捨てるものとします。

（１０）前各項の規定にかかわらず、第１６条第１項各号（第１号および第３号を除きます。）により合同運用財産に関するすべての信託が終了した場合、第２２条第１項第１号第三文の「なお、本号にもとづき、通知を発信した日から」を、「第１６条第１項各号（第１号および第３号を除きます。）により合同運用財産に関するすべての信託が終了した日から」と、第２２条第１項第３号の「強制終了を決定したときは」を、「第１６条第１項各号（第１号および第３号を除きます。）により合同運用財産に関するすべての信託が終了したときは」と、それぞれ読み替えた上で、第２２条（第１項柱書、同項第１号第一文および第二文を除きます。）の規定を準用するものとします。

（１１）第１６条第１項第１号により合同運用財産に関するすべての信託が終了した場合、第１４条および本条の処理を終了したときに、信託の清算が結了します。

第２０条の２（受託者の免責）

受託者は、次の各号のいずれかの事由により、第１４条、前条および第２２条に定める信託元本および配当金の交付を妨げられ、禁じられまたは遅延させられた場合は、これにより受益者に生じた損害について一切責任を負わないものとします

①天災・戦争・テロ攻撃の勃発
②電気・通信・各種決済システムの不通・障害
③その他受託者の責によらない事由

第２１条（支払停止）

第１４条および第２０条にかかわらず、次の各号に掲げる事由（以下「支払停止事由」といいます。）が生じた場合、受託者は、支払停止事由が発生した翌日以降、第１４条および第２０条に定める信託元本および配当金の交付を行いません（以下「支払停止」といいます。）。この場合には、同日以降、当該交付に関して、第２０条の規定は適用しないものとします。なお、支払停止事由が解消し、受託者が次条に定める強制終了を行う必要がないと認めたときは、支払停止を解除することがあります。

①計算期日において、信託損失が発生したとき
②計算期間において信託損失が発生することが明らかであると受託者が認めたとき
③本信託の信託期間の満了前に、運用対象貸付債権の借入人が期限の利益を喪失した旨を受託者が知ったとき（ただし、当該債務について、保証契約に定める範囲内で保証人による保証債務が全額履行された場合を除きます。）
④受託者について支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始もしくは特別清算開始その他これに類似する法的整理手続の開始の申立てがあったとき

第２２条（強制終了等）

（１）受託者は、前条に定める支払停止を行った場合において、必要があると認めたときは、次の各号の定めに従い、合同運用財産に関するすべての信託を解約します（以下「強制終了」といいます。）。

①受託者は、強制終了を決定したときは、速やかにその旨を知れたるすべての受益者に対する書面の交付その他の方法を以て通知します。受託者は、かかる通知書に信託の終了する日を記載するものとします。なお、本号にもとづき、通知を発信した日から第４号に定める清算日（同日を含みません。）までの間、受託者は信託の計算を行いません。

②各受益者へ交付すべき金額は、各受益者の未償還元本および清算日までに発生した予定配当額の合計額とします（ただし、第２項および第３項の規定に従うものとします。）。なお、本条において、各受益者の予定配当額は、第１４条にもとづく信託の計算を行った直近の計算期日（ただし、各受益者に関する信託契約日後に第１４条にもとづく信託の計算が行われていない場合は当該信託契約日とします。）から清算日の前日までの日数、予定配当率および清算日の前日における信託元本の額にもとづき受託者所定の方法により計算される額とします。

③受託者は、強制終了を決定したときは、合同運用財産に属する資産を換金処分するものとします。取引所の相場のない資産の売却にあたっては、受託者は複数の購入希望者により価額の提示を受け、そのうち最も高い価額で処分する方法等、一般に相当と認められる方法、価額をもって処分することとします。

④受託者は、合同運用財産に属するすべての資産について、前号に従って換金処分を行いその代金を受領した日の10営業日後以内

で受託者が定めた日（以下「清算日」といいます。）に、次項以降の定めに従って信託の清算に係る計算を行い、清算日の翌営業日以降に、すべての受益者に対し、信託元本および配当金を、受益者が指定した方法により合同運用財産に属する金銭をもって交付します。

（２）清算日においては、第１４条にもとづく信託の計算を行った直近の計算期日の翌日（ただし、合同運用財産に関する初回の信託契約日後に第１４条にもとづく信託の計算が行われていない場合は当該合同運用財産に関する初回の信託契約日とします。）から清算日までの期間（以下「臨時計算期間」といいます。）に、合同運用財産に関して受領した配当金、利子、手数料およびこれらに類する収益ならびに合同運用財産について実現した売却益（償還益および清算益を含みます。）の各金額の合計額から臨時計算期間に合同運用財産から支払った第１２条に定める信託費用、利息、およびこれらに類する費用ならびに合同運用財産について実現した売却損（償還損および清算損を含みます。）の各金額の合計額を控除した合同運用財産の利益の残額を、次の順序により清算日に処理します。

①繰越損失および信託財産の運用により合同運用財産につき生じた損失（本項柱書で控除したものは除きます。）があるときは、それらの損失に充当します。

②前号の処理を行った後の残額（以下本条において「純収益額」といいます。）から、清算日までに発生した各受益者の予定配当額を計算します。ただし、純収益額が各受益者の予定配当額の合計額に不足する場合は、純収益額を各受益者の予定配当額で按分比例して計算します（各受益者への交付額に１円未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。

③第１号の処理を行なった後の残額が負の値となったときは、信託の損失は清算日における各受益者の未償還元本の残高で按分した額で各受益者に帰属するものとします。

（３）清算日の翌営業日以降において、受託者は、前項各号の処理をした後の合同運用財産に属するすべての金銭から、前項にもとづき計算した配当金を各受益者に交付した後、各受益者の未償還元本の償還を行います。なお、各受益者の未償還元本の償還に不足が生じる場合は、各受益者の未償還元本の残高で按分比例して交付します（各受益者への交付額に１円未満の端数が生じたときは切り捨てます。）。

（４）受託者は、前各項の処理に係る計算を行い、当該金額を控除した後の合同運用財産に属する金銭の残額を、清算日に信託報酬として収受します。

（５）本条の定めに従い、前各項の処理を終了したときに、信託の清算が結了します。

第２３条（受益者への報告事項）

（１）受託者は、次の各号に掲げる書面について、それぞれ受益者に交付するものとします。ただし、受益者が別途承諾した場合には、書面の交付に代えて電磁的方法により提供するものとします。

①兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第２７条第１項に定める信託財産状況報告書

②兼営法第２条第１項にて準用する信託業法第２９条第３項に従い信託財産と受託者の銀行勘定、受託者の利害関係人、第８条第１項に定める委託先または他の信託財産との取引の状況を記載した書面および信託法第３１条第１項各号に定める行為についての重要な事実を記載した書面

（２）受託者は、前項第１号の書面交付により、信託法第３７条第３項の報告に代えるものとします。

（３）受託者は、第１項第２号の書面交付により、信託法第３１条第３項の通知に代えるものとします。

（４）受益者は、信託財産状況報告書の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第３８条第１項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（５）受託者は、この信託約款に定めのあるもののほかは、受益者への通知その他の情報の提供を行わないものとします。ただし、信託法に受益者への通知その他の情報の提供義務が定められている事項につき、通知その他の情報の提供を行わないことが、法令に違反するものについてはこの限りではありません。

（６）受託者は、一の受益者から同一の募集要項に従って合同運用される他の信託の受益者の氏名または名称、および住所ならびに他の信託の受益者が有する受益権の内容を開示するよう請求を受けた場合であっても、当該事項の開示は要しないものとします。

第２４条（善管注意義務）

（１）受託者は、本信託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって信託事務を遂行する限り、原因の如何にかかわらず、信託財産について生じた一切の損害について責任を負いません。

（２）受託者がこの信託約款や法令にもとづく任務を怠った場合において、信託財産に損失が生じたことに係る措置については、信託財産に対し金銭によるてん補の方法により行うものとします。

（３）前項の場合において、信託財産に変更が生じたことに係る措置について、原状回復が適当であると受託者が判断する場合は、この信託約款の信託目的に則し受託者が合理的と考える原状回復の方法により行うものとします。ただし、原状回復が適当でないと受託者が認める場合は、この限りではありません。

第２５条（権利の消滅）

第１４条、第２０条および第２２条に定める信託財産の交付が、受託者の責に帰さない事由によってできない場合で、受益者が、権利を行使することができることを知った時から５年間または権利を行使することができる時から１０年間受託者に対してその権利を行使しないときは、その権利は消滅し、当該信託財産は受託者に帰属します。

第２６条（信託約款の変更）

（１）受託者は、受益者の利益のために必要と認められるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の認可を得てまたは委託者および受益者の承諾を得て、この信託約款を変更できます。

（２）受託者は、金融庁長官の認可を得てこの信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある委託者または受益者は一定期間内（１ヶ月以上とします）にその異議を述べるべき旨を公告します。

（３）受託者は、前項の期間内に委託者または受益者が異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。委託者または受益者が異議を述べた場合には、第１９条第１項本文の規定にかかわらず、本信託の解約手続を行うことができます（受益者が受

託者に対し受益権の買取請求を行った場合にも、解約手続をもってこれ代えるものとします。）。

（４）この信託約款は、前各項に掲げる以外の方法による変更はできません。

第２７条（受託者の公告の方法）

受託者がこの信託約款の変更等の公告を行う場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行います。

第２８条（受託者の変更等）

（１）受益者は、信託法第５８条第４項によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

（２）委託者は、この信託約款に定めるものを除き、本信託に関して何ら権利を有しないものとします。

（３）この信託約款に定めのある委託者の地位および権利は、委託者に専属します。

第２９条（譲渡・質入・分割の禁止）

（１）受益者は、受託者の承諾なしに本信託の受益権を譲渡・質入することはできません。ただし、受託者は当該譲渡・質入を承諾する義務を負いません。

（２）受託者が、やむを得ないものと認めて譲渡または質入を承諾する場合には、受託者所定の書式により行います。この場合、受益権の譲受人または質権者がこの信託約款および募集要項に同意することを条件とします。

（３）本信託の受益権は、分割することができません。

第３０条（本人認証）

（１）委託者、受益者、代理人、同意者、信託監督人、信託管理人、その他本信託の関係者は、受託者がこれらの者の本人認証のために相当と認める手続により、受託者が本人認証のための必要と認める情報を登録するものとします。当該本人認証情報は、第三者への貸与または譲渡を行ってはならず、厳重に管理するとともに、漏洩、失念または紛失した場合は、速やかに受託者に届け出るものとします。

（２）受託者が、本信託に関する請求書、諸届その他の手続等が前項の本人認証情報を利用して行われた場合、当該手続等は本人により行われたものとみなします。

（３）前項により本人によるものとみなされた手続等に係る損害および本人認証情報の漏洩、失念または紛失に係る損害について、受託者は責任を負いません。

第３１条（届出事項の変更）

（１）次の各号に掲げる事由が発生した場合には、委託者もしくは受益者またはその相続人は直ちに受託者にお申出のうえ、受託者所定の手続をおとりください。この手続の前に生じた損害については、受託者は責任を負いません。

①氏名、住所、電子メールその他の届出事項の変更

②委託者、受益者、委託者または受益者の代理人（信託法にもとづく受益者代理人を含みます。）、同意者、信託監督人、信託管理人、その他本信託関係者の死亡または行為能力の変動その他の異動（次条に定める変動を除きます。）

（２）前項または次条の場合、信託元本または配当金の交付は、受託者が所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

（３）信託元本または配当金の交付は、受益者が受託者所定の電磁的方法により指定した受益者名義の株式会社三菱ＵＦＪ銀行または三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の口座（ただし、次項により変更の申出が行われた場合には、変更後の口座とします。以下「指定口座」といいます。）に振り込む方法により行うものとします。

（４）受益者は、指定口座を変更する場合、信託元本または配当金の交付期日の 10 営業日前の日（以下「変更期限」といいます。）までに受託者所定の電磁的方法により受託者に申し出るものとし、かかる申出が変更期限までに行われた場合には、指定口座は、直後の交付期日までに、申出が行われた口座に変更されるものとします。また、かかる申出が変更期限後に行われた場合には、受託者は、変更を受け付けないことができるものとします。なお、かかる申出が変更期限までに行われなかった場合において、信託元本または配当金の交付が遅延しても、受託者は責任を負いません。

第３２条（成年後見人等の届出）

（１）委託者または受益者は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって受託者に届け出るものとします。委託者または受益者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に受託者に届け出るものとします。

（２）委託者または受益者は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見監督人の氏名その他必要な事項を書面によって受託者に届け出るものとします。

（３）委託者または受益者は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合または任意後見監督人の選任がされている場合にも前各項と同様に届け出るものとします。

（４）委託者または受益者は、前各項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届け出るものとします。

（５）前各項の届出の前に生じた損害については、受託者は責任を負いません。

第３３条（通知のみなし到達）

（１）届出のあった氏名、住所にあてて受託者が通知もしくは送付書類を発送しまたは電磁的方法による提供のために電子メール等を送信した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

（２）前項の規定は、受託者が委託者または受益者の住所または電子メールアドレスを知ることができず、通知、送付書類の発送または電磁的方法による提供ができない場合にも適用します。

第３４条（受益者の守秘義務）

受益者は、受託者から開示を受けた信託財産に関する情報について、受託者の書面による同意なしに、他の受益者および第三者に開示しないものとします。

第３５条（法令の適用）

（１）この信託約款に定めのない事項については、信託法その他の法令の規定に従うものとします。

（２）法令改正により、この信託約款に定める引用条文の項番等の変更が生じたときは、相当する改正後の法条が適用されるものとします。

第３６条（受益者の返還義務）

受託者が、運用対象貸付債権の借入人、保証人、財産管理人、他の債権者等の請求（否認権、詐害行為取消権の行使を含みます。）により、運用対象貸付債権の弁済として受領した金額を返還する義務を負う場合において、かつ、受託者が返還義務を負う金額につき合同運用財産に属する金銭が不足する場合には、受益者は、当該不足額を合同運用信託の各受益権の元本の額（信託元本を償還した後においては、償還直前の元本の額）で按分比例した金額について、受益者が本信託の受益権の元本償還または収益配当として受領した金額の合計額を上限として、受託者に返還するものとします。

附則

（指定紛争解決機関）

受託者が、信託契約日において、兼営法第２条第１項において準用する信託業法第２３条の２第１項第１号に定める紛争解決等業務の実施に関し締結した手続実施基本契約の相手方である指定紛争解決機関は、一般社団法人信託協会（連絡先：信託相談所、電話番号：０１２０－８１７３３５または０３－６２０６－３９８８）です。

（損失の危険）

（１）本信託の受益権は、運用対象貸付債権で運用を行う投資商品です。運用対象貸付債権は、運用対象貸付債権の借入人および保証人の信用状況に左右され、これらの関係者の信用状況によっては、運用対象貸付債権の債務不履行（貸し倒れ）が発生し、当初予定されていた運用対象貸付債権の利息の支払や元本の返済がなされず、これにより本信託の受益権の元本に損失が生ずるおそれがあり、また、本信託の受益権について当初予定されていたとおりの配当金の交付がなされないおそれがあります。

（２）受託者は、運用対象貸付債権の保有者として、借入人や保証人に対する権利の行使等を行いますが、かかる行為には委託者や受益者の承諾を要しないため、委託者や受益者の意向と異なる行為が行われることがあります。

（３）受託者が運用対象貸付債権の借入人、保証人等からの請求（否認権または詐害行為取消権の行使を含みます。）により、運用対象貸付債権の弁済として受領した金額を返還する義務を負う場合には、本信託の受益権の元本に損失が生ずるおそれがあり、また、本信託の受益権について当初予定されていたとおりの配当金の交付がなされないおそれがあります。受益者に配当金の交付および元本償還をした後に受託者がかかる返還義務を負う場合には、受益者が本信託の受益権の元本償還または配当金の交付として受領した金額の合計額を上限として、受託者に対して返還することが必要とされる可能性があります。

（４）本信託が支払停止となった場合は、その翌日以降の本信託の受益権の元本償還および配当金の交付が停止します。さらに、受託者が必要と認めた場合には、本信託は強制的に信託終了となり、金銭以外の運用資産は換金処分され、本信託が清算されることがあります。この場合、金銭以外の運用資産の処分価格によっては、本信託の受益権の元本に損失が生じ、また、当初予定されていたとおりの配当金の交付がなされない可能性があります。

（５）運用対象貸付債権について、任意期限前弁済は認められておりませんが、運用対象貸付債権の借入人が期限の利益を喪失したこと等により、運用対象貸付債権の期限より前に元本が返済される（保証人が支払う場合を含む）可能性があり、この場合において、受託者は、これに伴い運用対象貸付債権の元本の返済を受けた金額を、信託元本の全部または一部として本信託の受益者に交付しますが、期限前弁済された金額について他の貸付債権への再運用は行われず、当初予定されていたとおりの配当金の交付や元本償還がなされない可能性があります。

（６）運用対象貸付債権について、借入人の信用力が低下し、期限の利益を喪失した場合等においても、保証人の信用力が低下している場合等を除いて、保証契約に定める範囲内で、運用対象貸付債権に係る債務について保証履行される予定です。このような保証履行が行われる場合も、保証履行日の翌日以降の期間に係る配当金は交付されず、当初予定されていた配当金の交付がなされない可能性があります。

（７）運用対象貸付債権は、流通市場が確立していないため、運用対象貸付債権を換金処分しようとしても、購入希望者が現れない、または購入希望者に有利な価格での売却を強いられる可能性があります。これらの事情から、運用対象貸付債権の処分可能性および処分価格は保証されておらず、運用対象貸付債権に損失が生じる可能性があり、その結果、本信託の受益権に損失が生じる可能性があります。なお、運用対象貸付債権が処分され得るのは、原則として、本信託の終了日において、運用対象貸付債権がその信託財産に残存する場合に限られています。

（８）本信託においては、合同運用財産の収益から、配当金の交付に優先して、信託費用が支払われることになります。したがって、その金額によっては、本信託の受益権において、当初予定されていたとおりの配当金の交付がなされない可能性があります。

（９）本信託は、信託金を決済用預金（無利息普通預金）にて管理または三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の銀行勘定に対する貸付で運用することがあります。これらの運用先の信用状況等に問題が生じた場合には、本信託の受益権の元本に損失が生じ、また、当初予定されていたとおりの配当金の交付がなされない可能性があります。

（１０）本信託の受益者は、本信託の中途解約ができません。また、本信託の受益権の譲渡・質入には、受託者たる三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の承諾が必要となっており、受託者は承諾を拒むことがあります。したがって、本信託の受益権の処分可能性および処分価格は保証されておらず、本信託の受益者に損失が生じる可能性があります。

（１１）市場金利の変動により、運用対象貸付債権の価値が下落する、または収益が減少する場合、運用対象貸付債権の価値の下落や収益の減少により、本信託においても当初予定されていた配当金の交付や元本償還がなされない可能性があります。

（１２）市場金利の変動により、本信託の受益権の価値が低下する可能性があります。

（１３）運用対象貸付債権に係る貸付の遅延等により、予定した時期に運用対象貸付債権への運用を行うことができず、運用収益が減少し、当初予定されていた配当金の交付がなされない可能性があります。

（１４）委託者や受益者がお申込み時にした反社会的勢力もしくはマネー・ローンダリングに関する表明・確約に関して虚偽のご申告をされたことが判明した場合もしくは違反した場合における解約、委託者や受益者が本信託をマネー・ローンダリング、テロ資金供与もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用するかもしくはそのおそれがあると合理的に認められる場合における解約またはやむを得ない事情がある場合等における解約により本信託が終了する場合には、受託者所定の解約調整金が発生します。解約調整金は、委託者や受益者に実際にお支払いいただくものではなく、かかる解約の際に、解約調整金の金額を差し引いた金額が元本償還金として支払われるこ

とになります。したがって、このような解約により信託が終了する場合には、当初予定されていたとおりの配当金が受け取れない、または元本に損失が生じる可能性があります。

（１５）解約により本信託が終了する場合および受益者の死亡により本信託が終了する場合等における、配当金や元本償還金（解約調整金が発生する場合には、その控除後の金額）の交付は、合同運用財産に属する金銭の中から行われますが、かかる金銭が不足する場合には、かかる交付は、運用対象貸付債権の利息の支払や元本の返済の受領により当該不足が解消するまで、行われない可能性があります。

以 上

別紙

借入人	国内法人
貸付人	本信託の受託者としての三菱UFJ信託銀行株式会社
貸付形態	リボルビング・クレジット・ファシリティ契約書(「運用対象貸付契約」)にもとづく個別貸付
貸付期間	12 ヶ月
元本返済方法	満期日における一括返済
利息支払方法	満期日における貸付期間の利息の後払い
資金使途	設備資金
主な貸付実行条件	・運用対象貸付契約上の要件を充足する申込みがあり、かかる申込みにおける実行希望日が貸付不能期間中ではないこと ・表明保証事項が真実かつ正確であり、運用対象貸付契約の違反等がなく、期限の利益喪失事由の発生等がないこと
主な表明保証事項	・運用対象貸付契約等が、借入人を拘束する法令等、定款その他の内部規則、第三者との契約等に反しないこと ・運用対象貸付契約の適法性・有効性・拘束力・履行強制可能性 ・計算書類等の正確性・適法性 ・直前決算期終了後における財務状況の悪化等の不発生 ・紛争、義務履行に重大な悪影響を及ぼす債務の不存在 ・許認可等の維持・法令遵守
主な誓約事項	・主たる事業内容の不変更 ・計算書類等の正確・適法な作成
主な当然期失事由	・支払の停止または破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算開始その他これに類似する法的整理手続開始の申立(日本国外における同様の申立を含む。) ・電子交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分もしくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置 ・貸付人に対して借入人が有する預金債権その他の債権についての仮差押え、保全差押えもしくは差押えの命令もしくは通知(日本国外における同様の手続を含む。)の発送または保全差押えもしくは差押えの命令に係る送達を命じる処分
主な請求期失事由	・表明保証事項が真実かつ正確ではなかったこと ・運用対象貸付契約の違反 ・運用対象貸付契約にもとづく債務以外の金銭債務(保証債務を含む。)の債務不履行または期限の利益の喪失 ・第 1 回目の不渡り、株式会社全銀電子債権ネットワークによる支払不能の登録、他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置 ・法令等の違反、事業の停止、業務停止、業務禁止等の処分等。 ・解散の決議、解散命令(吸収合併または新設合併に伴うものを除く。)。 ・上記を除く事業・財産の状態の悪化等があり債権保全のために必要が認められること。 ・保証人に係る上記のいずれかに該当する事由の発生。
主な報告事項	・期限の利益喪失事由の発生等 ・貸付人の請求の場合、重大な変化の発生の場合における財産、経営、業況の報告等 ・年度決算期毎の計算書類等または報告書等の写しの提出